

新潟県条例第35号

新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料の納入方法) 第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 <u>第3条第1項</u> の規定により協会に納めるものにあつては、この限りでない。	(手数料の納入方法) 第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 <u>前条第1項</u> の規定により協会に納めるものにあつては、この限りでない。
別表 （第2条関係） （略） 備考 在校生とは、省令第64条の4第3項第1号から第3号まで、 <u>第3号の3</u> 、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。	別表 （第2条関係） （略） 備考 在校生とは、省令第64条の4第3項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。